

豊岡市立図書館資料収集方針

1. 目的

この方針は、豊岡市立図書館の図書資料（以下「資料」という。）の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 図書館法の精神に基づき、市民の「知る自由」を社会的に保障する機関として、市民の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮し、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資する資料を計画的に幅広く収集するものとする。
- (2) 知る自由を保障するために、市民の要求にもとづき、思想的・宗教的・政治的立場にとらわれず、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (3) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (4) 地域の発展と地域文化に資する資料の収集に努める。
- (5) 一般資料の利用が困難な市民へも配慮し、全ての市民が利用できるよう適切な資料を収集する。

3. 収集資料の種類

- (1) 収集する資料は、次のとおりとする。
 - ① 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
 - ② 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
 - ③ 郷土資料（行政資料・地域資料等）
 - ④ 視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD等）
 - ⑤ 点字・録音・大活字資料
 - ⑥ その他（電子資料等）

4. 収集の方法

- (1) 資料の収集は、購入、寄贈、複製、作成等の方法による。

5. 機能分担

- (1) 豊岡市立図書館においては、本館及び分館がそれぞれの役割を分担し、その求められる機能に応じて資料を収集する。
- (2) 本館は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集するとともに、分館では購入が難しいと思われる郷土資料、視聴覚資料、点字・録音・大活字資料も積極的に収集する。

(3) 分館は、市民の多種多様な資料要求に応えるため、適切かつ必要なものを収集するとともに、地域の特性に応じた資料も収集する。

6. 選書担当

(1) 収集資料の選定にあたっては、各館で選書担当を設け、収集方針に基づき、公正に資料の選定を行う。寄贈資料の受入れにあたっては同様とする。

(2) 適切な蔵書構成を維持するとともに、適宜除籍及び廃棄を行い蔵書の新鮮化に努める。

(3) 必要に応じ複本を備える。複本の扱いについては、次のとおりとする。

① 郷土資料は、散逸防止のため冊数の確保に努める。

② 価値の定まった図書や利用の多い分野については、必要な複本や類書を十分に用意する。

③ 話題性が高く利用の多い資料については、適宜複本を備える。

(4) リクエスト資料については、資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要と認められた場合は購入する。この収集方針に沿わない要求に対しては、図書館間相互協力などの手段によって可能な限り提供するよう努める。

7. 選書基準

(1) 市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・レクリエーション等に資するため、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

(2) 書き込み、切り取り又は組み立てを目的として作られた図書及び著しく破損しやすい図書、学習参考書・各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しないものとする。

(3) 資料の種類別選書基準は、次のとおりとする。

① 一般図書・参考図書

一般図書は、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。参考図書は、市民の一般的な調査研究や市民が当面する諸課題を解決するために必要な辞典、事典、年鑑、白書、目録、地図等を幅広く収集する。

i 0類 総記

ア) 技術革新が著しく、社会的影響も大きい情報科学は、最新の情報を収集するように努める。

イ) 図書館及び読書に関する資料は、積極的に収集する。

ウ) 書誌、目録等は、必要に応じ収集する。

エ) 百科事典は、類書も含めて最新版に留意し、可能な限り収集する。

オ) 年鑑は、レファレンスに役立つものを収集する。

ii 1類 哲学・心理学・宗教

ア) 哲学、心理学、宗教については、初学者のための入門書、概説書に留意し、

各分野の代表的原典を含めた基本書を体系的に収集する。

イ) 超心理学、易占いについては、できる限り科学的な立場から記述された資料を収集する。

iii 2類 歴史・伝記・地理

ア) 歴史については、一般向けに書かれた歴史読物から入門書、概説書、研究書、史料まで、多様なレベルのものを収集する。また、様々な歴史観に立って書かれたものを広く収集する。

イ) 伝記については、国内外また時代を問わず幅広く収集する

ウ) 地図、旅行案内については、可能な限り新しい版を収集する。

iv 3類 社会科学

ア) 社会科学は、その時代性と深く結びついている分野なので、今日的主題を重視し、入門書、概説書を中心に新鮮な資料を収集する。

イ) 法律、経済、社会、家庭教育、風俗習慣等、日常生活及び実務上に必要な実用書、実務書は豊富に収集する。

ウ) 社会評論は、様々な観点から書かれたものを広く収集する。

エ) 法律については、法律改正に留意し、新しい情報を提供できるように努める。

また、法令集、判例集は、広く収集する。

オ) 社会保障、女性・高齢者問題、社会福祉等、社会的関心の高いものは、積極的に収集する。

v 4類 自然科学

ア) 自然科学は、その進歩が著しい分野なので、最新の情報を提供できるよう留意する。

イ) 自然科学の各分野は、非常に細分化・専門化されているので、個別分野の専門的な学術書は、原則として収集しない。

ウ) 図鑑等、レファレンスに役立つものは、豊富に収集する。

エ) 医学は、日常生活に密着し関心の高い分野なので、幅広く収集する。

vi 5類 技術・工学・生活科学

ア) 科学技術は、その進歩が著しい分野なので、最新の情報を提供できるよう留意する。

イ) 極めて専門的な学術書は、原則として収集しない。

ウ) 趣味や実用に役立つ資料は、蔵書構成のバランスを考慮しながら豊富に収集する。

vii 6類 産業

ア) 各産業の入門書、概説書を中心に収集する。

イ) ビジネスや産業経営に役立つ資料を収集する。

ウ) 趣味や実用に役立つ資料は、蔵書構成のバランスを考慮しながら豊富に収集する。

viii 7類 芸術

ア) 市民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を鑑賞・研究と創作・実技等の両面に

わたり広く収集する。

イ) 趣味として手がける人の多い分野については、入門書を中心に、ある程度上級の人の要望にもこたえられるよう留意し収集する。

ウ) 美術全集、画集、写真集等は、基本的なものを中心に収集する。ただし、高価なものが多いので、利用度と価格のバランスに考慮する。

ix 8類 言語

ア) 市民の教養、学習、実用に役立つ資料を収集する。

イ) 辞典類は、基本的なものを中心に収集する。また、一部貸出できるものを用意する。

x 9類 文学

ア) 市民の利用が最も多い分野なので、蔵書構成のバランスを考慮しながら、各ジャンルにわたって体系的に幅広く収集する。

イ) 文学理論、文学史については、入門書、概説書を中心に収集する。

ウ) 詩歌、戯曲については主要な作家、評価の高い作品を中心に収集する。

エ) 古典的作品は、文学史上評価の高い作品を中心に幅広く収集する。また、古典の注釈書、解説書についても適宜収集する。

オ) 現代作家の作品は、受賞作品や話題性に留意し、幅広く収集する。

xi 漫画

ア) 原則として、すでに完結した作品で評価の定まった作品を収集する。

② 児童図書

児童図書は、どの年齢の子どもも読書の楽しみを発見し継続できるように、それぞれの発達段階に応じて、絵本、幼年文学、児童文学、科学読物・実用書などを各分野にわたり幅広く収集する。

i 科学読物・参考図書・実用書

ア) 自由研究、調べ学習に役立つものであること。

イ) 写真や図版が豊富で、分かりやすく記述されていること。

ウ) 新しい情報や研究成果に基づく内容であること。

エ) 趣味やスポーツ等の実用書については、入門書から、やや高度なものまでを収集する。

オ) 学習漫画については、主題・内容等を検討し、収集する。

ii 絵本

ア) 絵が見るものにうったえかける力を持ち、ストーリーを語っていること。

イ) 言葉が適切かつ豊かで、子どもの心を育むもの。

ウ) 絵と文の調和がとれ、芸術感覚に優れていること。

エ) 知識絵本は正確な知識に基づいて書かれたものであること。

オ) 読み聞かせに適した絵本は、適宜複本を備える。

カ) 様々な言語で書かれたものを必要に応じて収集する。

iii 文学

ア) それぞれの発達段階に応じ、長年子どもたちに読み継がれ、評価の定まった

作品を中心に、現代の子どもの要求に合った作品についても収集する。

イ) 古典から現代の作品まで、また、昔話・伝説等、フィクション・ノンフィクションまでの各ジャンルを幅広く収集する。

ウ) 評価の定まった作品は、適宜複本を備える。

③ 逐次刊行物

新聞は、代表的一般紙のほか、地元紙及び各種の代表的専門紙を収集する。また雑誌は、各分野における主要なもの、時宜にかなない利用度の高いものを収集するものとし、年1回見直しを行う。

④ 郷土資料

豊岡市を中心とした地域、人物に関する資料は、図書を中心に映像資料も含め網羅的、体系的に収集する。また、特色のある資料として、コウノトリなど地域の特性に関するもの、及び豊岡市を舞台にした著作は重点的に収集する。

豊岡市が刊行した行政資料は、関係機関と協力し網羅的に収集する。

⑤ 視聴覚資料

市民のニーズを把握し、評価の定まった作品を中心に、必要に応じて多様なジャンルの優れた作品を収集する。また、視覚聴覚に障害がある市民のニーズを考慮し収集する。

⑥ 点字・録音・大活字資料

点字・録音資料の収集については、他機関との相互協力による資料提供を考慮し、収集・作成するものとする。また、高齢者及び視覚障害者用資料として大活字本を収集する。

⑦ その他

メディアの進展にあわせ、適切な資料を検討して収集する。また、必要に応じて、オンラインデータベースを提供する。

8. 適用期日

この方針は、平成20年4月1日から適用する。